

十六 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(<u>上場有価証券等の著しい価額の低下の判定</u>)</p> <p>9-1-7 ……………《<u>上場有価証券等の評価損の計上ができる場合</u>》……………</p> <p>(注)1 <u>同号イに規定する「第119条の13第1号から第3号までに掲げる有価証券」は、法第61条の3第1項第1号《<u>売買目的有価証券の期末評価額</u>》に規定する売買目的有価証券か否かは問わないことに留意する。</u></p> <p>2 <u>本文の回復可能性の判断は、過去の市場価格の推移、発行法人の業況等も踏まえ、当該事業年度終了の時に行うのであるから留意する。</u></p>	<p>(<u>取得価額の修正と評価損の計上との関係</u>)</p> <p>9-1-1の2 <u>公社債（<u>転換期間満了前の転換社債及び新株引受権付社債を除く。</u>）及び外国法人の発行する譲渡性預金証券の取得価額がその額面金額を超えるため商法第285条ノ5《<u>社債その他の債券の評価</u>》の規定によりその帳簿価額につき相当の減額をしたことにより生じた損金は、法第33条第1項《<u>資産の評価損の損金不算入等</u>》に規定する評価損には該当しないことに留意する。</u></p> <p>(注) <u>法人が、分離型の新株引受権付社債に係る新株引受権及び社債につき、その帳簿価額を合理的に区分して経理しているときは、当該社債については、公社債に含まれる。</u></p> <p>(<u>上場有価証券の著しい価額の低下の判定</u>)</p> <p>9-1-7 ……………《<u>上場有価証券の評価損の計上ができる場合</u>》……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(<u>上場有価証券等の価額</u>)</p> <p><u>9-1-8 法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定の適用に当たり、令第68条第2号イ《上場有価証券等の評価損が計上できる場合》に掲げる有価証券(同号イのかつこ書に規定する株式又は出資を含む。以下この節において「上場有価証券等」という。)に係る同項に規定する資産の価額は、9-1-15《企業支配株式等の時価》の適用を受けるものを除き、令第119条の13第1号から第3号まで《上場有価証券等の時価評価金額》及びこれらの規定に係る取扱いである2-3-30から2-3-34まで《上場有価証券等の時価評価金額の取扱い》により定められている価額(以下9-1-8において「市場価格」という。)による。この場合、法第61条の3第1項第2号</u></p>	<p>(<u>上場株式の権利の価格に相当する金額</u>)</p> <p><u>9-1-8 規則第22条後段《権利落ち株式の価額》に規定する「株式の権利の価格に相当する金額」は、次に掲げる区分に応じ、次による。</u></p> <p>(1) <u>新株の毎日の最終価格が証券取引所において公表されているもの 事業年度終了の日の最終価格(同日に公表された最終価格がない場合には、同日前直近の公表された最終価格。以下9-1-12までにおいて同じ。)から当該新株について払い込むべき金額(6-2-1《利益等の資本組入れと株式分割とが行われた場合の株式の取得価額》に定める利益等の資本組入れと株式分割とが行われて新株を取得する場合には、新株の発行価額。以下9-1-8において同じ。)を控除した金額に旧株1株について引き受ける新株の数を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) <u>新株の毎日の最終価格が証券取引所において公表されていないもの 事業年度終了の日の旧株の最終価格から当該新株について払い込むべき金額を控除した金額に旧株1株について引き受ける新株の数を乗じて得た金額</u></p> <p>(新 設)</p>

《売買目的外有価証券の期末評価額》に規定する売買目的外有価証券（以下この節において「売買目的外有価証券」という。）については、当該事業年度終了の日以前1月間の当該市場価格の平均額によることも差し支えない。

(注)1 本文の後段を適用する場合において、当該売買目的外有価証券が当該1月間に新株の権利落ちのあった株式であり、かつ、当該事業年度終了の日までに新株の発行がされたものであるときにおける権利落ち前の当該売買目的外有価証券の市場価格は、本文の前段に定める価額から当該株式の権利の価格に相当する金額を控除した金額とする。この場合、「当該株式の権利の価格に相当する金額」は、当該事業年度終了の日以前1月間（当該事業年度終了の日以前1月以前に権利落ちとなった場合には、その権利落ちとなった日から当該事業年度終了の日までの期間とする。）における旧株の毎日の市場価格の平均額から、当該新株について払い込むべき金額を控除した金額に旧株1株について引き受ける新株の数を乗じて得た金額による。

2 令第68条第2号イのかっこ書《企業支配株式等》に規定する株式又は出資である上場有価証券等は、同号ロに規定する事実が生じた場合に限り、法第33条第2項の規定の適用があることに留意する。

（上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定）

9-1-9 令第68条第2号ロ《上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる場合》に規定する「有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」には、次に掲げる事実がこれに該当する。

(1) 当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後に当該発行法人について次に掲げる事実が生じたこと。

イ 商法の規定による会社の整理開始の命令又は特別清算の開始の命令があったこと。

ロ 破産法の規定による破産の宣告があったこと。

（非上場有価証券の発行法人の資産状態の判定）

9-1-9 令第68条第2号ロ《非上場有価証券及び企業支配株式の評価損の計上ができる場合》に規定する「有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」には、次に掲げる事実がこれに該当するものとする。

(1) 当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後に当該発行法人について次に掲げる事実が生じたこと。

イ 商法の規定による会社の整理開始の命令又は特別清算の開始の命令があったこと。

ロ 破産法の規定による破産の宣告があったこと。

改 正 後	改 正 前
<p>ハ <u>民事再生法の規定による再生手続開始の決定</u>があったこと。</p> <p>ニ <u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定</u>があったこと。</p> <p>(2) 当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額が当該有価証券を取得した時の当該発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなったこと。</p> <p>(注) (2)の場合においては、次のことに留意する。</p> <p>1 当該有価証券の取得が2回以上にわたって行われている場合又は当該発行法人が増減資等を行っている場合には、その取得又は増減資等があった都度、<u>その増加又は減少した当該有価証券の数及びその取得又は増減資等の直前</u>における1株又は1口当たりの純資産価額を加味して当該有価証券を取得した時の1株又は1口当たりの純資産価額を修正し、これに基づいてその比較を行う。</p> <p>2 当該発行法人が債務超過の状態にあるため1株又は1口当たりの純資産価額が負（マイナス）であるときは、当該負の金額を基礎としてその比較を行う。</p> <p>(外国有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p><u>9-1-10</u> 外国法人の発行する有価証券につき9-1-9の(2)により当該有価証券の発行法人の資産状態が著しく悪化したかどうかを判定する場合には、<u>原則として、当該有価証券を取得した日における当該発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額（当該発行法人がその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により計算した金額とする。以下9-1-10において同じ。）</u>と当該事業年度終了の日における当該発行法人の1株又は1口当</p>	<p>ハ <u>和議法の規定による和議の開始決定</u>があったこと。</p> <p>ニ <u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始決定</u>があったこと。</p> <p>(2) 当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額が当該有価証券を取得した時の当該発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなったこと。</p> <p>(注) (2)の場合においては、次のことに留意する。</p> <p>1 当該有価証券の取得が2回以上にわたって行われている場合又は当該発行法人が増減資等を行っている場合には、その取得又は増減資等があった都度、<u>その取得又は増減資等により増加又は減少した当該有価証券の数及びその増減資等があった日</u>における1株又は1口当たりの純資産価額を加味して当該有価証券を取得した時の1株又は1口当たりの純資産価額を修正し、これに基づいてその比較を行う。</p> <p>2 当該発行法人が債務超過の状態にあるため1株又は1口当たりの純資産価額が負（マイナス）であるときは、当該負の金額を基礎としてその比較を行う。</p> <p>(外国有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p><u>9-1-9の2</u> 外国法人の発行する有価証券につき9-1-9の(2)により当該有価証券の発行法人の資産状態が著しく悪化したかどうかを判定する場合には、<u>当該発行法人が物価の変動が著しいと認められる国に本店又は主たる事務所を有するものであるときは、当該有価証券を取得した時と当該事業年度終了の日との間における当該国及び我が国の物価変動率を合理的に勘案したところにより9-1-9の(2)に定める当該発行法人の1株又は1口当</u></p>

りの純資産価額（以下9-1-10においてこれらを「比較純資産額」という。）の金額に基づいてその比較を行う。

ただし、当該発行人が物価の変動が著しいと認められる国に本店又は主たる事務所を有するものであるときは、当該有価証券を取得した時と当該事業年度終了の日との間における当該国及び我が国の物価変動率を合理的に勘案したところによりその比較を行うことができるものとする。この場合において、当該物価変動率を勘案した比較が困難であるときは、課税上弊害がない限り、比較純資産額を当該有価証券を取得した日及び当該事業年度終了の日における電信売買相場の仲値（対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との仲値をいう。）により円換算した金額に基づいてその比較を行って差し支えない。

(注) 本文の「純資産価額」は、当該発行人が資産再評価を行っている場合であっても、その再評価価額が通常の市場価額を表していると認められない限り、当該再評価価額にはよらないことに留意する。

（上場有価証券等以外の有価証券の著しい価額の低下の判定）

9-1-11 9-1-7《上場有価証券等の著しい価額の低下の判定》は、令第68条第2号ロ《上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる場合》に掲げる有価証券の価額が著しく低下したことの判定について準用する。

（増資払込み後における株式の評価損）

9-1-12 株式（出資を含む。以下9-1-12において同じ。）を有している法人が当該株式の発行人の増資に係る新株を引き受けて払込みをした場合には、仮に当該発行人が増資の直前において債務超過の状態にあり、かつ、その増資後においてなお債務超過の状態が解消していないとしても、そ

たりの純資産価額の比較を行うものとする。この場合において、当該物価変動率を勘案した比較が困難であるときは、課税上弊害がない限り、当該有価証券を取得した日における当該発行人の1株又は1口当たりの純資産価額（当該発行人がその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により計算した金額とする。以下9-1-9の2において同じ。）及び当該事業年度終了の日における当該発行人の1株又は1口当たりの純資産価額をそれぞれの日における外国為替の売買相場により円換算した金額に基づいてその比較を行うことができる。

(注)1 本文の「純資産価額」は、当該発行人が資産再評価を行っている場合であっても、その再評価価額が通常の市場価額を表していると認められない限り、当該再評価価額にはよらないことに留意する。

2 本文の「外国為替の売買相場」については、13の2-1-7の(2)のロ《取得時換算法》に定める電信売買相場の仲値による。

（非上場有価証券の著しい価額の低下の判定）

9-1-10 9-1-7は、証券取引所において上場されていない有価証券及び証券取引所において上場されている有価証券で企業支配株式に該当するものの価額が著しく低下したことの判定について準用する。

（増資払込み後における株式の評価損）

9-1-10の2 株式（出資を含む。以下9-1-10の2において同じ。）を有している法人が当該株式の発行人の増資に係る新株を引受けて払込みをした場合には、仮に当該発行人が増資の直前において債務超過の状態にあり、かつ、その増資後においてなお債務超過の状態が解消していないとして

改 正 後

の増資後における当該発行法人の株式については令第68条第2号ロ《上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる場合》に掲げる事実はないものとする。ただし、その増資から相当の期間を経過した後において改めて当該事実が生じたと認められる場合には、この限りでない。

(廃 止)

改 正 前

も、その増資後における当該発行法人の株式については令第68条第2号ロ《非上場有価証券及び企業支配株式の評価損の計上ができる場合》に掲げる事実はないものとする。ただし、その増資から相当の期間を経過した後において改めて当該事実が生じたと認められる場合には、この限りでない。

(気配相場のある株式の価額)

9-1-11 登録銘柄として登録されている株式（日本銀行出資証券を含む。）

又は店頭管理銘柄として指定されている株式（以下この款においてこれらを「気配相場のある株式」という。）につき、法第33条第2項（資産の評価損の損金算入）の規定を適用する場合の各事業年度終了の時における価額は、当該事業年度終了の日以前1月間の毎日の最終の気配相場（証券業協会が発表する最高価格と最低価格との平均価格とする。以下この款において同じ。）の平均価格による。この場合において、次に掲げるものは、次による。

- (1) 新株権利落ちのあった株式で当該事業年度終了の日においてまだ新株の発行がされていないものについては、権利落ち以後新株の発行がされるまでの期間内の当該株式の最終の気配相場は、その最終の気配相場に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額による。
- (2) 当該1月間に新株権利落ちのあった株式で当該事業年度終了の日までに新株の発行がされたものについては、権利落ち前の当該株式の最終の気配相場は、その最終の気配相場から当該株式の権利の価格に相当する金額を控除した金額による。

(注) 「株式の権利の価格に相当する金額」は、当該事業年度終了の日以前1月間（当該事業年度終了の日以前1月以前に権利落ちとなった場合には、その権利落ちとなった日から当該事業年度終了の日までの期間とする。以下9-1-12において同じ。）における旧株の毎日の最終の気配相場の平

(廃止)

均額から当該新株について払い込むべき金額を控除した金額に旧株1株について引き受ける新株の数を乗じて得た金額による。

(新株の権利の価格に相当する金額を別個の資産に計上した場合の旧株の価額)

9-1-12 新株の権利落ちがあった株式について事業年度終了の日にまだ当該株式に係る新株の発行がされていない場合において、新株の権利の価格に相当する金額を別に資産に計上したときは、当該権利落ちのあった株式の価額は、規則第22条後段《権利落ち株式の価額》の規定又は9-1-11にかかわらず、次の区分に応じ、次による。

(1) 証券取引所に上場されている株式 当該事業年度終了の日の旧株の最終価格

(2) 気配相場のある株式 当該事業年度終了の前1月間の毎日の最終の気配相場の平均額

(廃止)

(気配相場のある株式の価額の特例)

9-1-13 気配相場のある株式の当該事業年度終了の日における最終の気配相場が同日から1月前の日における最終の気配相場の90%相当額以上である場合には、当該気配相場のある株式の当該事業年度終了の日における価額は、9-1-11にかかわらず、当該事業年度終了の日における最終の気配相場によることができる。この場合において、新株権利落ちのあった株式で当該事業年度終了の日においてまだ新株の発行がされていないものについては、新株の権利の価格に相当する金額を別に資産に計上したものを除き、当該最終の気配相場に9-1-8に準じて計算した当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額とする。